

鳥取県告示第455号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
林 淳一郎	鳥取市富安一丁目128	株式会社フレアスふれあい 在宅マッサージ	鳥取市南吉方一丁目 114-3	平成23年7月26日
民本 浩隆	米子市夜見町2130	板橋整骨院	米子市夜見町2130	〃